

# いよいよ、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります

問合せ／政策企画課 ☎234（通知カードや個人番号カードの発行については市民課へ（☎306））

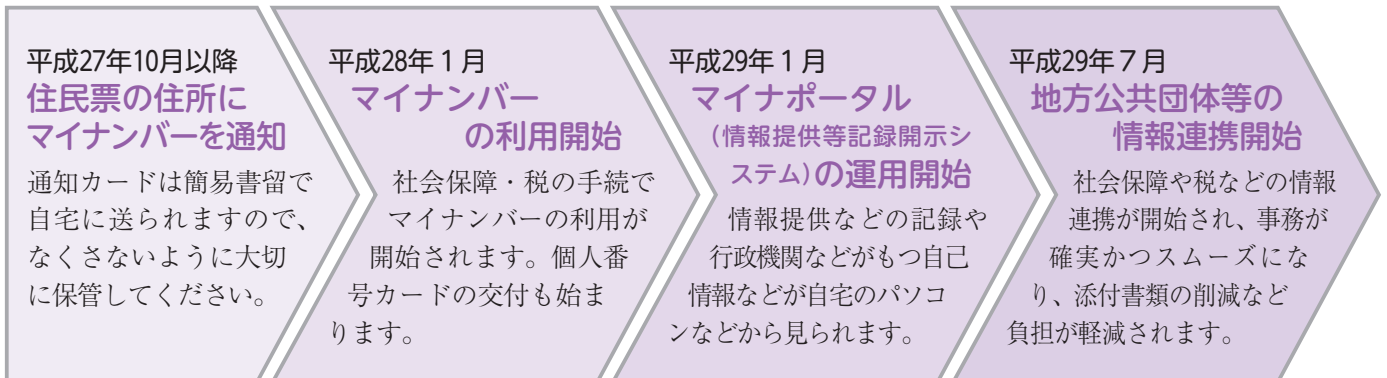
マイナンバーは、住民票を有するすべての方に通知される一人ひとり異なる12桁<sup>けた</sup>の番号です。法人には1法人1つの法人番号（13桁）が通知されます。

マイナンバーは一生使うものです。10月以降にマイナンバーの通知が届きますので、大切に保管してください。平成28年1月から、社会保障、税、災害対策に関する行政手続でマイナンバーが必要になります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバー制度導入スケジュール



※通知カードが確実に届くように住民票の住所と異なる所にお住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票の異動をお願いします。また、「表札の掲示」をお願いします。

## 個人番号カード（平成28年1月から交付開始）

個人番号カードとは、マイナンバーの通知後に希望者へ交付されるカードで、身分証明書やさまざまなサービスで利用できます。具体的な申請方法は、マイナンバーの通知と一緒に同封します。また、広報『ふじみ』9月号でもお知らせします。



個人番号カード  
サンプル

## 平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要になります

### 社会保障関係の手続

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護など

### 税務関係の手続

- 税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などの記載など

### 災害対策

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務など

※事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保障の手続を行うことになります。

※税の手続などで、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

問合せ／マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 ※午前9時30分～午後5時30分（土・日曜、祝日、年末年始を除く） 内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>  
政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp>